

多治見市条例第 37 号（平成 19 年 9 月 28 日公布）

## 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定める。

（長期継続契約の対象）

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で予定価格が年額 100 万円以下のもの

(2) 施設の維持管理、清掃その他の業務の委託であり、単年度の契約では安定した業務の履行に支障が生じるおそれがある契約で予定価格が年額 500 万円以下のもの

（契約期間）

第 3 条 前条に規定する契約の期間は、5 年を超えない範囲で市長が定めるものとする。

（雑則）

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。